

改正前（原文は縦書き）		改正後		改正理由
名称	新潟県立長岡高等学校同窓会規則	名称	長岡高等学校同窓会会則	第1条にない「新潟県立」の記載を除き第1条との整合性を保つ。 「会則」の方が親しみやすい。
	第一章 名称、第二章 目的 第三章 位置、第四章 会員		第1章 総則	章立てが10あるのを6にまとめた。 各条文に見出しを付けて、分かりやすさに配慮した。
第一条	本会は、長岡高等学校同窓会と称する。	第1条	本会は、長岡高等学校同窓会と称する。	【改正なし】
第二条	本会は、会員相互の親睦を図り、母校との連絡を密にし、相提携して母校の発展に寄与することを目的とする。	第二条	本会は、会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。	文章を、現代的に整理した。 「母校との・・・相提携して」は手段であって目的ではないので削除した。
第三条	本会は事務局を長岡高等学校和同会館内に置く。	第3条	本会の本部事務局を、長岡高等学校（以下「本校」という。）和同会館内に置く。	事務局を「本部事務局」として、支部事務局と分け、その所在地を明らかにした。
第四条	本会の会員は之を分けて正会員と特別会員の二種類とする。	第四条	【柱書は削除】	文章を、現代的に整理した。
一	長岡高等学校の卒業生並びにその前身諸学校の卒業生及び嘗て在学した者を正会員とする。		本校の卒業生、その前身諸学校の卒業生及び在学した者を正会員とする。	文章を、現代的に整理した。
二	長岡高等学校の現職員及び旧職員並びにその前身諸学校に嘗て在任した職員を特別会員とする。	2	本校の現職員、旧職員及び在任した職員を特別会員とする。	文章を、現代的に整理した。
三	会員は、その身分事項、住所等の変更があった場合は、必ず、本部に報告をするものとする。	3	会員は、氏の変更、住所等の変更があった場合は、必ず、本部事務局にその変更について報告をする。	身分事項（婚姻・離婚等）についてプライバシーに配慮し、報告事項より削除した。
	第五章 役員		第2章 機関	章立をまとめ、名称を変更した。
第五条	本会には左の役員を置く。	第5条	本会は、次のとおり役員を置く。	横書きで記載するため「左」を「次」とした。
一	会長 一名 総会で選出する。	(1)	会長1名を、総会で正会員より選出する。	従来特別会員から会長が選出されることがなく、会員の総意として正会員からの選出が適切と判断した。
二	副会長 五名以上十名以内 会長の委嘱による。 【尚書き 新設】	(2)	副会長5から10名を、会長が会員より選任する。 なお、本部事務局長は副会長を兼務する。	「委嘱」という表現が分り難いので、表現を現代風にした。 本部事務局長を執行役員とし、その地位と指揮関係が明らかになるよう、「副会長」を兼務するものとした。
三	監事 二名 総会で選出する。	(3)	監事2名を、会長が推薦する正会員について、総会で承認する。	監事の候補者を誰が推薦するか明確でなかったので、現状に合わせて明らかにした。
四	常任幹事 若干名 年度別監事より選出し会長が委嘱する。		【削除】	常任幹事は、現状ではごく一部の業務しか行っておらず、執行役員が実際の業務を行っている。
五	幹事 若干名 正会員中より各年度別に選出する。	(4)	学年幹事を、卒業年毎に正会員より若干名ずつ選任する。	「幹事」は「監事」と混同しやすく、「年度別幹事」の呼称は実際用いられていないので、「学年幹事」と呼称している現状に合わせる。

改正前（原文は縦書き）		改正後		改正理由
第五条 尚書き	なお、本会には常任幹事会の推薦によって顧問を置くことができる。		【削除し第9条を新設】	これまで学校長の異動などで顧問の異動があったが、常任幹事会が推薦した実績は確認できず、前会長や学校長が顧問に就任するについて、常任幹事会を開く意義も見受けられない。
第六条	【新設】	第6条	本会の執行役員会を、会長、副会長、監事により構成する。	執行役員会の構成を明確にした。顧問は会長を支援する立場に鑑み、構成員からは除いた。
	【新設】	2	会長は、事務局長を通じて、執行役員会を招集する。	執行役員会の招集方法を現状に合わせて明確にした。
	各役員の仕事は左の如くである。	3	各役員の仕事は次のとおりとする。	文章を現代的に整理した。横書き表現にしたので「左」ではなく「次」にした。
一	会長は会務を統理し、役員会及び総会の議長になる。	(1)	会長は、本会を代表し、会務を指揮し、執行役員会の議長となる。	「統理」の文言を現代化した。執行部と意思決定機関を分離する趣旨から会長の職務であった「総会の議長」を削除した。
二	副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは之に代る。	(2)	副会長は、会長を補佐し、会長に職務を執行しえない事情があるときはこれに代わる。	文章を現代的に整理した。
三	監事は会計を監査する。	(3)	監事は、会計及び会務の適法性を監査する。	違法な会務への執行は当然許されず、監査も行われていたが、明文化した。
四	常任幹事は常任幹事会を構成し、役員会、総会の議案を作成し急を要する会務の処理をする。		【削除】	
五	幹事は常に同年度会員との連絡を保持し、会の重要事項を協議し、会務を処理する。	(4)	学年幹事は、卒業年の正会員との連絡を保持し、本会の重要事項を協議し、学年幹事会に提出する意見の集約に務める。	「幹事」と「監事」とを聞き言葉で区別するため、呼称を「学年幹事」とした。「同年度」ではなく「卒業年」で学年を呼称している現状に合わせた。「常に・・・連絡を保持し」の表現が強過ぎるので「常に」を削除した。
六	顧問は会の諮問に応じ会長を後援する。		【削除し第9条を新設】	
	【新設】	第7条	会長は、執行役員会の同意を得て、本部事務局長を選任する。	本部事務局長の選任方法について、会長の推薦を執行役員会で承認する方式として、明文化した。
		2	本部事務局長の任期は、4月1日から2年後の3月末日までとし、再任を妨げない。	本部事務局長の就任期間を明らかにし、現行のとおり再任を妨げなものとした。
		3	本部事務局長は、本会の事務、本校和同会館及び長岡高校記念資料館の管理を担当する。	事務局長の業務を明確にし、記念資料館の管理者としての業務を兼任することを明文化した。

改正前（原文は縦書き）		改正後		改正理由
第七条	役員の任期は四月一日に始まり、向う二年とする。但し重任してもよい。	第8条	役員の任期は、総会で選出された日から2年後の総会当日までとし、再任を妨げない。 2 任期の途中で、死亡、病変等のやむを得ない理由により会長を欠いた場合は、執行役員会において副会長より臨時会長を選任し、臨時会長は次の総会で新しい会長を選出するまで、会長の任務に当たる。	4月1日から2年間の任期とすると、4月1日までに新たな役員を選出しておく必要があるが、現実的ではない。総会での選出日から2年後の総会当日までとし、空白期間が生じないように配慮した。 会長が在任中に欠員となった実例に倣い、執行役員が役員の中から臨時会長を選任し、次の総会で正規の会長を選任した。その例に依った。 会長専任だけのために臨時総会を開催することは、会員規模と会場確保の見地から現実性に欠ける。
第五条尚書き	なお、本会には常任幹事会の推薦によって顧問を置くことができる。	第9条	会長は、本校学校長及び前会長を顧問として置くことができる。 顧問は、会長等の諮問に応じ、会長を支援する。	学校長の異動などで顧問の異動があったが、常任幹事会が推薦した実績は確認できず、前会長や学校長が顧問に就任するについて、常任幹事会を開く意義も見受けられない。 顧問の職務について明文化した。
	第六章 総会		第3章 総会	
第八条	本会は毎年一回総会を開く。 但し、時宜により臨時総会を開くことができる。	第10条	本会は、毎年1回総会を開催する。 【但書は、削除】 2 総会の開催日時、場所等は、会長が学年幹事会に諮って決定する。 3 会長は、総会開催前の相当の日に学年幹事会を招集する。	同窓会の規模が拡大したことにより、臨時総会を「時宜により」招集することが困難になった。このような状況で「臨時総会」を開催できるとすれば、少数の出席者だけで総会が開催され、決議されるおそれがある。 総会は定期総会以外の開催を認めない方が望ましい状況であると判断し、定期総会一本主義を採用した。 総会の開催方法を、会長が学年幹事会に諮って開催している現状を、総会招集方法として明文化した。 学年幹事会を総会前に招集し、重要な議題や予算・決算について事前に提案し、総会審議の効率を図る趣旨である。
第九条	総会の議案は出席者の過半数の賛成により之を決する。	第11条	総会の議案は、出席した会員の過半数の賛成により決議する。 2 本会の解散、清算、合併等、重要な事項に関する決議は、出席した会員の3分の2により決議する。	通常決議について、過半数の賛成をもって決議することを原則とする。表現を現代文化した。 同窓会の存続を決定するような重要な事項については、慎重審議と特別な多数の賛同を要求するべきであるので、特別決議事項とした。
	【新設】	第12条	総会の議長は、立候補または会員2名以上の推薦により選任する。 2 総会の書記は、議長が指名する。	改正前は、会長が総会の議長を兼任していたが、これを執行役員の長である会長の権限から分離し、会員から議長を選任することとした。 書記の選任は、議長が指名することとした。 議長と書記はいずれも総会限りの非常設の職務であるから、候補者または推薦を受ける者について、学年幹事会等で相応の準備が必要である。

改正前（原文は縦書き）		改正後		改正理由
	第七章 会費、第八章 基本金		第4章 会計	章立てが10あるのを6にまとめた。 「会費」と「基本金」とを一つにまとめ、「会計」に改めた。
第十条	本会の所要経費は会員の入会金、年会費及び寄付金をもって之に当てる。	第13条	<p>本会の所要経費は、会員の入会金、年会費、終身会費及び寄付金等をもってこれに当てる。</p> <p>2 本会は、前項の終身会費及び寄付のうち、用途を定めた納付のために特別会計を組むことができる。</p>	<p>終身会費に関する規定がなかったので、所要経費に当てることを明文化した。</p> <p>単年度での会計では適切な会計が組めない継続性のある事業のために、特別会計を組むこととし、その主な予算は、目的を定めた終身会費と寄付によるものとした。</p>
第十一条	入会金は終身会員として一定額を納めるものとする。	第14条	正会員は、長岡高等学校に入学した年から毎年金員を積み立てて、入会金として支払う。在学中の転校、退学があっても清算は行わない。	<p>入会金の納付について、改正前は「終身会員として」との文言があったが、終身会費と誤解しやすいので削除した。</p> <p>在学中から入会金を積み立てている現状について、徴収の根拠を明文化した。</p>
第十二条	本会の会計年度は四月一日に始まり、翌年の三月三十一日に終る。	第15条	本会の一般会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月末日までとする。	文章を、現代的に整理した。
	【新設】	第16条	<p>会長は毎年、執行役員会の同意を得て入会金、年会費の額を予算の形式で定め、総会に諮り、その承認を得る。</p> <p>2 会長は、一般会計と特別会計との間で予算を組み替えるときには、総会の承認を経ることを要する。</p>	<p>改正前は、会費を予算として執行する意思決定方法について規定がなかったので、会長が予算の形式で総会の承認を得るという現状の手続を明文化した。</p> <p>一般会計と特別会計間の区別を明確化するため、相互の組み換えを行う手続として、会長が総会の承認を得ることを必要とした。</p>
第十三条	本会の基礎を強固にするため、基本金の積立をする。	第17条	本会は、財政基礎を強固とするため、執行役員会で決めた相当額の基本金の積立立てを行うこととし、総会において予算の形式で会員の承認を経る。	基本金の積立について、改正前は目標規定のようであったが、執行役員会で金額を決めて総会の承認を得ることとし、執行役員会での具体的な手続を明文化した。
	第九章 支部		第5章 支部	章立てが10あるのを6にまとめた。
第十四条	<p>本会は会員十名以上を持つ長岡市以外の各地に支部を設けることができる。</p> <p>【新設 但書】</p>	第18条	<p>本会は、長岡市以外の各地に支部を設立することができる。</p> <p>但し、平成18年1月以前の長岡市合併以前に設立された支部については、本条項によってはその存続を妨げない。</p>	<p>文章を現代的に整理した。</p> <p>「会員十名以上を持つ」の意味を賛同者の人数とし、2項にこれを規定した。</p> <p>平成の合併によって、長岡市以外の市町村だった栃尾地域と越路地域が長岡市内となったため、支部成立の要件を欠くことになったが、経過規定を設けて存続することを明らかにした。</p>
第十五条	支部を設立する時は、支部規則並びに支部会員の住所、職業を詳記した名簿を添えて本部に提出するものとする。	2	支部を設立する者は、当該支部の会員となろうとする者10名以上の賛同を得て、支部規則、当該支部の会員となろうとする者の名簿を本部事務局に提出し	<p>支部設立の方式に関する規定を現代的に整理し、「10名以上の賛同」を改正前第14条より移し、設立の条件として規定した。</p> <p>なお、住所と職業を詳記することは個人情報保護の観点から削除した。</p>
		3	前項の申請があったときは、執行役員会は申請が適正なものであることを審議して、設置を認める。	改正前第15条では、支部の設立は緩やかな届出制のようだったが、補助金支出対象であることから、執行役員会に適正な申請であることの審議を求めた。

改正前（原文は縦書き）		改正後		改正理由
	第十章 附則		第6章 附則	章立てが10あるのを6にまとめた。
第十六条	本規則を変更するときは、総会の決議を要する。	第19条	本会則を変更するときは、総会の決議を要する。	「本規則」を「本会則」に変更した。
第十七条	本規則は昭和三十五年十二月十二日より実施する。	第20条	本会則は、昭和35年12月12日より実施する。 2 本会則を改正する決議において施行期日を定めないときは、改正された規定を決議後直ちに施行する。	「本規則」を「本会則」に変更した。 会則の施行期日を別途定めないときは、決議後直ちにその効力を有するという原則を明らかにした。 改正の必要性に照らし、決議の後速やかに施行されるべきことを原則とした。
	【新設】	第21条	「新潟県立長岡高等学校同窓会規則」の名称を、標記のとおりに変更する。	改正前の規則の名称を標記のとおり変更したことを明記し、両者の連続性を明らかにした。